

(案)

令和5年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和5年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	5
第 3 号	令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	7
第 4 号	令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	11
第 5 号	香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案	15
第 6 号	香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案	17
第 7 号	香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案	21
第 8 号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	30

令和4年度補正予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)	
(1) 給水戸数	435,277戸		54,466戸	489,743戸	
(2) 年間総給水量	124,613,990m ³	△	847,295m ³	123,766,695m ³	
(3) 1日平均給水量	341,408m ³	△	2,321m ³	339,087m ³	
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	2,164,917千円	△	252,864千円	1,912,053千円
	経年施設更新整備事業	10,200,415千円	△	1,138,277千円	9,062,138千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 水道事業収益	24,013,716千円	△	333,904千円	23,679,812千円
第1項 営業収益	21,659,025千円	△	374,170千円	21,284,855千円
第2項 営業外収益	2,354,620千円		40,266千円	2,394,886千円
	支		出	
第1款 水道事業費用	22,920,864千円		70,312千円	22,991,176千円
第1項 営業費用	21,589,935千円		78,730千円	21,668,665千円
第2項 営業外費用	1,267,317千円	△	8,475千円	1,258,842千円

第3項 特別損失

13,612千円

57千円

13,669千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「13,580,877千円」を「11,791,499千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	5,800,907千円	149,595千円	5,950,502千円
第1項 企業債	3,896,500千円	△ 121,600千円	3,774,900千円
第2項 出資金	417,524千円	△ 1,900千円	415,624千円
第3項 補助金	1,057,138千円	11,771千円	1,068,909千円
第4項 負担金	427,695千円	118,732千円	546,427千円
第5項 加入金	2,050千円	475千円	2,525千円
第6項 固定資産売却代金	0千円	117千円	117千円
第7項 有価証券売却代金	0千円	99,000千円	99,000千円
第8項 長期借入金	0千円	43,000千円	43,000千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	19,381,784千円	△ 1,639,783千円	17,742,001千円
第1項 建設改良費	15,531,951千円	△ 1,464,493千円	14,067,458千円
第2項 企業債償還金	3,629,896千円	△ 183千円	3,629,713千円
第5項 補助金返還金	175,107千円	△ 175,107千円	0千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条の債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別表

債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
浅野浄水場 普通沈殿池築造工事	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 820,000
浅野浄水場 普通沈殿池機械設備工事	令和5年度 ～ 令和6年度	300,000
浅野浄水場 普通沈殿池電気工事	令和5年度 ～ 令和6年度	313,000

(企業債の補正)

第6条 予算第6条の表限度額の欄中「3,896,500千円」を「3,774,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,241,342千円」を「(1) 職員給与費 4,165,931千円」に、「(2) 交際費 325千円」を「(2) 交際費 317千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第8条 予算第9条中「123,093千円」を「123,107千円」に改める。

令和4年度補正予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 2 号)

令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 給水事業所数	40事業所	1事業所	41事業所
(2) 年間総給水量	20,153,000m ³	23,000m ³	20,176,000m ³
(3) 1日平均給水量	55,214m ³	63m ³	55,277m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	△ 297,306千円	382,774千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	787,928千円	4,612千円	792,540千円
第1項 営業収益	753,753千円	3,900千円	757,653千円
第2項 営業外収益	34,175千円	712千円	34,887千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	733,960千円	△ 12,204千円	721,756千円
第1項 営業費用	688,986千円	△ 11,683千円	677,303千円
第2項 営業外費用	39,974千円	△ 521千円	39,453千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「580,124千円」を「492,889千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	315,750千円		△ 226,950千円	88,800千円
第1項 企業債	300,000千円		△ 230,300千円	69,700千円
第2項 補助金	15,750千円		△ 4,650千円	11,100千円
第3項 負担金	0千円		8,000千円	8,000千円
		支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	895,874千円		△ 314,185千円	581,689千円
第1項 建設改良費	784,232千円		△ 314,185千円	470,047千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「300,000千円」を「69,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 110,276千円」を「(1) 職員給与費 109,311千円」に改める。

令和5年度当初予算

香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 3 号)

令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		491,980戸
(2) 年間総給水量		123,284,779m ³
(3) 1日平均給水量		336,844m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	2,942,913千円
	経年施設更新整備事業	8,907,169千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		23,663,991千円
第1項 営業収益		21,521,740千円
第2項 営業外収益		2,142,046千円
第3項 特別利益		205千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,828,186千円
第1項 営業費用		21,646,632千円

第2項 営業外費用	1,120,322千円
第3項 特別損失	11,232千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,237,284千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		7,124,768千円
第1項 企業債		4,697,447千円
第2項 出資金		431,424千円
第3項 補助金		1,314,970千円
第4項 負担金		435,639千円
第5項 加入金		2,288千円
第6項 有価証券売却代金		200,000千円
第7項 長期借入金		43,000千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		18,362,052千円
第1項 建設改良費		14,601,949千円
第2項 企業債償還金		3,566,428千円
第3項 他団体借入金償還金		4,859千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		148,806千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金システム機器更新・保守業務委託	令和6年度 ～ 令和10年度	千円 445,000
水道料金システム機器借入	令和6年度 ～ 令和10年度	225,000
建設工事管理等システム保守業務委託	令和6年度 ～ 令和9年度	32,188
次期施設整備計画策定	令和6年度 ～ 令和7年度	55,000
西讃地区広域監視システム設置工事	令和6年度 ～ 令和7年度	500,000
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和6年度	18,800
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和6年度	47,500
綾川浄水系上工水管路維持修繕工事	令和6年度	500
広域送水管管理センター 公用車リース1台	令和6年度 ～ 令和12年度	3,000
中部浄水場中央監視制御設備修繕工事	令和6年度	140,000

東部浄水場1系-2沈殿池事 機械設備更新工事	令和6年度	280,000
中部浄水場2系-2沈殿池事 機械設備更新工事	令和6年度	125,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	4,697,447千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 4,200,219千円 |
| (2) 交際費 | 231千円 |

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、125,334千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、182,640千円と定める。

令和5年度当初予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 4 号)

令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	42事業所
(2)	年間総給水量	20,190,000m ³
(3)	1日平均給水量	55,164m ³
(4)	主な建設改良事業	128,680千円
	経年施設更新整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		790,008千円
第1項 営業収益		755,118千円
第2項 営業外収益		34,890千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		706,019千円
第1項 営業費用		656,341千円
第2項 営業外費用		44,678千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,180千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 工業用水道事業資本的収入			7,875千円
第1項 補助金			7,875千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出			307,055千円
第1項 建設改良費			186,968千円
第2項 企業債償還金			59,453千円
第3項 他団体借入金償還金			59,634千円
第4項 予備費			1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
中 部 浄 水 場 中央監視制御設備更新工事	令和6年度	19,460
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和6年度	4,000
浄水場上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和6年度	12,000
広域送水管理センター公用車リース1台 (中 部 浄 水 場)	令和6年度 令和12年度	3,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

112,666千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予 算 外 議 案

(第5号~第8号)

香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案

(設置)

第1条 水道事業の経営に関する事項等について調査審議するため、香川県広域水道企業団水道事業等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事務その他の香川県広域水道企業団の共同処理する事務に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他企業長が適当と認める者のうちから、必要の都度、企業長が任命する。
- 3 委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案

香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項並びに香川県広域水道企業団個人情報保護審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表の左欄に掲げる行政文書等の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

（納付）

第4条 前条の手数料は、全て前納とする。ただし、企業長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（香川県広域水道企業団個人情報保護審議会）

第5条 香川県広域水道企業団の機関（議会を除く。以下「企業団の機関」という。）の諮問に応じて審議を行うため、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、審議会とする。

3 企業団の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) 企業団の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則の制定又は改廃をしようとする場合

(2) 法第128条に規定する苦情の処理（法の解釈に関することを除く。）を行おうとする場合

4 審議会は、法及びこの条例の規定による審議を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、企業団の機関に意見を述べるすることができる。

5 審議会は、委員5人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、企業長が任命する。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 審議会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、企業長が任命する。

11 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

12 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

13 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査権限)

- 第6条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした企業団の機関（以下この条及び第8条において「諮問庁」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（第3項において単に「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

- 第8条 審議会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。）若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審議会は、前項本文の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審議手続の非公開)

- 第9条 審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(規則への委任)

- 第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行状況の公表)

- 第11条 企業長は、毎年1回、企業団の機関における法の規定による個人情報の保護に関する状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(補則)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、企業団の機関が定める。

(罰則)

- 第13条 第5条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者に係る改正前の香川県広域水道企業団個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（議会にあっては、議会の事務局の職員に

限る。以下同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関(議会にあっては、議長)から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条第1項、第2項(旧条例第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項、第26条第1項又は第33条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 旧条例第45条第1項の規定により置かれた香川県広域水道企業団個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)は、改正後の香川県広域水道企業団個人情報保護条例第5条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第45条第4項の規定により委嘱された旧審議会の委員である者は、施行日に、改正後の香川県広域水道企業団個人情報保護条例第5条第6項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、規則で定める日に満了する。

6 施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第45条第11項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第57条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項第2号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 前2項の規定は、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第3号)別表第1及び別表第2に定める区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

行政文書等の種別	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図画	(1) 用紙に複写したものの交付((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	1枚につき10円(規則で定める場合にあつては、規則で定める額)
	(2) 用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき20円(規則で定める場合にあつては、規則で定める額)
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(規則で定めるものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	1枚につき10円(規則で定める場合にあつては、規則で定める額)
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき20円(規則で定める場合にあつては、規則で定める額)
	(3) 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円(規則で定める場合にあつては、規則で定める額)

額)

備考

- 1 複写し、又は出力したものの交付を受けない場合は、無料とする。
- 2 1の項(1)若しくは(2)又は2の項(1)若しくは(2)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 企業長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の書面による同意を得なければならない。
- 4 企業長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の書面による同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることが

がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

できる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、企業長が別に定める。

(香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第5条 前条第3項及び第4項の規定による手続については、香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第8号)第3条の規定は、適用しない。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 略

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びこれに準ずる職として企業長が定める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3及び第27条第1項並びに労働組合法(昭和24年法律第174号)第7条(第1号本文に係る部分に限る。)に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第10条において同じ。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任又は転任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任又は転任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任又は転任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に

係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 企業長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 企業長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 企業長は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 企業長は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人事行政の運営等の状況の公表) 第2条 略	(人事行政の運営等の状況の公表) 第2条 企業長は、毎年9月末までに、前年度における次に掲げる事項の概

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況

(2)～(10) 略

2 略

要を公表しなければならない。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況

(2)～(10) 略

2 略

(香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類) 第2条 略</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続) 第5条 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 2 略 3 略 4 <u>企業長が定める職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに企業長が定める降給とする」とする。</u></p>	<p>(降給の種類) 第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続) 第5条 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 2 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 2 略 3 略</p>

5 第5条第1項の規定は、企業長が定める降給の場合には、適用しない。

(香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、規則で定める職員に係る減給は、規則で定める額を、給与から減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額<u>の10分の1以下に相当する額(規則で定める職員にあっては、規則で定める額)</u>を、給与から減ずるものとする。</p>

(香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項又は</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項又は</p>

第2項の規定により引き続き勤務している職員
 (3) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2項の規定により引き続き勤務している職員

(香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第6条 香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配偶者同行休業をすることができない職員) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(配偶者同行休業をすることができない職員) 第2条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第23条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、</p>	<p>(給与の減額) 第23条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、</p>

介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第29条 略

2 第5条、第6条、第8条、第12条、第13条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第8条、第10条、第12条、第13条及び第22条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

4～6 略

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。

介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第29条 略

2 第5条、第6条、第8条及び第22条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第8条、第10条及び第22条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

4～6 略

第8号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条第3項の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和五年二月香川県広域水道企業団議定例会議案

香川県広域水道企業団